

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろろど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2020

9

Vol.40

1 ゆんたくひんたく

2 雇用継続給付に係る支給限度額等の変更

3 厚生年金保険における標準報酬月額の上限定

4 「書面、押印、対面」抜本の見直しの共同宣言

5 令和2年度 地域別最低賃金 答申状況

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

ゆんたくひんたく

初秋の季節とはいえ暑い日が続きますが、皆様体調を崩されておられませんでしょうか。

さて、最近では家で過ごす時間が増え、どうしても休日に子どもが退屈そうにしている時があるので、少しでも気分転換になればと、ドライブに出かけてみました。車から降りないので飽きるかもと不安でしたが、思いの外楽しんでくれているようでした。車で見られる動画が楽しかったようでしたか…。

そして、一番満喫できたのはありがたいことに私でした。景色が変わることで気分が変わりますし、車では主人との会話が増えることもよかったなと思います。ただやはり、寄りたいたいところもあり、気兼ねなく行ける日が待ち遠しくもなりました。

最後に、私事で大変恐縮ですが、出産のためお休みを頂くこととなりました。復帰後は皆様のお役に立てますよう、より一層がんばりますので、どうぞよろしくお願いいたします。(藤井)

令和2年8月から、雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額等が変更されています。
これを機に、高年齢雇用継続給付の支給額の計算の仕組みを再確認しておきましょう。

【前提】高年齢雇用継続給付とは

雇用保険の被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者が、賃金が低下（60歳時点の賃金の75%未満に低下）した状態で働き続ける場合に支給されます。

同一事業所で働き続ける場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当の受給後に再就職した場合に支給される「高年齢再就職給付金」の2種類に分かれます。



<高年齢雇用継続給付の支給限度額>

令和2年7月31日まで：363,344円 → 令和2年8月1日から：365,114円
〈補足〉その他、下記の_____の金額も変更

確認 高年齢雇用継続給付の支給額

一の支給対象月（一暦月）について、賃金の低下の割合に応じて、次のように計算した額が支給されます。

●支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%未満に低下

……支給対象月の賃金×15%

●支給対象月の賃金が「60歳到達時等の賃金の月額」に比べ61%以上75%未満に低下

……支給対象月の賃金×15%から逡減するように厚生労働省令で定める率

注① 支給対象月の賃金が、支給限度額（365,114円）以上であるときは、その支給対象月には支給されない。また、上記のように計算した額に支給対象月の賃金を加えた額が、支給限度額を超えるときは、「支給限度額－支給対象月の賃金」が支給される。

注② 支給額として計算した額が、2,059円を超えないときは、その支給対象月には支給されない。

注③ 60歳到達時等の賃金の月額は、479,100円を上限とし、77,220円を下限とする。

★なお、同月から、雇用保険の育児休業給付・介護休業給付の上限額なども変更されています。その内容についても、気軽にお尋ねください。

令和2年9月から、厚生年金保険法における従前の標準報酬月額の上限等級（31級・62万円）の上に1等級が追加され、上限が引き上げられます。

【改定前】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上	113,460円	56,730円



【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

●改定通知書の送付

日本年金機構では、厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者がいる対象の事業主及び船舶所有者に対して、令和2年9月下旬以降に「標準報酬改定通知書」を送付することになっているということです。

したがって、新等級（新たな上限）に該当することになる被保険者の標準報酬月額の改定に際して、事業主及び船舶所有者からの届出等は不要です。

★新等級に該当することになる被保険者から問い合わせがあるかもしれませんが、上記の内容は確認しておきましょう。

なお、健康保険の標準報酬月額の上限等級（50級・139万円）に変更はありません。

令和2年7月初旬、内閣府、規制改革推進会議及び四経済団体が「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」を行いました。そのポイントを紹介します。

趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び予防のため、新しい生活様式への移行が求められる状況において、新型コロナウイルスへの対応として社会全体で幅広く実践されたテレワーク、サテライトワーク等の取組を後戻りさせることなく、新しい生活様式・ビジネス様式を拡大・定着させ、社会全体のデジタル化を一気呵成に実現する必要がある。そのため、社会課題として顕在化した「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識を、デジタル技術の積極活用によって社会全体で転換し、時代の要請に即した行政手続・ビジネス様式を速やかに再構築すべきである。

全体像

「行政手続の見直し」と「民間の取引における見直し」とに分けて、内閣府、規制改革推進会議及び四経済団体が一丸となって推進していく取組が掲げられています。

ピックアップ

その中で、民間の商慣行等の見直しについては、次のように示されています。



「書面、押印、対面」が商慣行・社内手続として定着しているものにつき、取引関係手続については取引先等と協調して、あるいは社内手続については各社で経営者のリーダーシップに基づいて、テレワーク推進等の観点から、押印廃止や書面の電子化を推進する。併せて電子署名等のデジタル技術を活用する必要性を確認したうえで、必要な枠組みの構築を推進する。

「郵送・FAX」の電子メール等による代替、「契約書、見積書、請求書、領収書、稟議書、出退勤管理簿等」について文書の性質や具体的状況に応じて不要とみられる押印廃止や電子化及び電子署名等の電子認証の活用、「商談、送金・振込」におけるオンラインシステムの利用拡大・定着を広く推進する。

★なお、「行政手続の見直し」については、法令の改正が必要となりますが、各省庁等で検討が進められており、いくつかの改正省令案が実現しそうな状況です。「骨太方針2020」にも、「書面・押印・対面主義脱却」が盛り込まれており、今後、行政手続・民間の取引の両面において、その脱却が加速度的に進んでいくことが期待されます。

お仕事 カレンダー 9月



9/1	<ul style="list-style-type: none"> 改正労災法施行(複数就業者(副業)への保険給付額決定方法の変更) 厚生年金保険における標準報酬月額の上限定改
9/10	<ul style="list-style-type: none"> 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
9/30	<ul style="list-style-type: none"> 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 7月決算法人の確定申告と納税・2021年1月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで) 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

読者の皆さまへ

- ① 皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。随時お寄せ下さい。
- ② ニュースレターの内容を無断で複写・転載することは著作権の侵害となります。くれぐれもおやめください。
- ③ ニュースレターで取り上げた内容は、直面した事実をありのままに記載しているのものであって、個人や団体を誹謗中傷するものではありません。誤解のないようお願いいたします。

クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

TEL 084-983-1198 e-mail info@kuroudo-sr.com



令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました

令和2年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめ公表しました。

これは、令和2年7月に開催された中央最低賃金審議会が示した「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会でも調査・審議した結果を取りまとめたものです。

令和2年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	発効予定年月日(※2)
北海道	861 (861)	— (※3)	— (※3)
青森	793 (790)	3	2020年10月3日
岩手	793 (790)	3	2020年10月3日
宮城	825 (824)	1	2020年10月1日
秋田	792 (790)	2	2020年10月1日
山形	793 (790)	3	2020年10月3日
福島	800 (798)	2	2020年10月2日
茨城	851 (849)	2	2020年10月1日
栃木	854 (853)	1	2020年10月1日
群馬	837 (835)	2	2020年10月3日
埼玉	928 (926)	2	2020年10月1日
千葉	925 (923)	2	2020年10月1日
東京	1,013 (1,013)	—	—
神奈川	1,012 (1,011)	1	2020年10月1日
新潟	831 (830)	1	2020年10月1日
富山	849 (848)	1	2020年10月1日
石川	833 (832)	1	2020年10月7日
福井	830 (829)	1	2020年10月2日
山梨	838 (837)	1	2020年10月8日
長野	849 (848)	1	2020年10月1日
岐阜	852 (851)	1	2020年10月1日
静岡	885 (885)	—	—
愛知	927 (926)	1	2020年10月1日
三重	874 (873)	1	2020年10月1日
滋賀	868 (866)	2	2020年10月1日
京都	909 (909)	—	—
大阪	964 (964)	—	—
兵庫	900 (899)	1	2020年10月1日
奈良	838 (837)	1	2020年10月1日
和歌山	831 (830)	1	2020年10月1日
鳥取	792 (790)	2	2020年10月2日
島根	792 (790)	2	2020年10月1日
岡山	834 (833)	1	2020年10月1日
広島	871 (871)	—	—
山口	829 (829)	—	—
徳島	796 (793)	3	2020年10月3日
香川	820 (818)	2	2020年10月1日
愛媛	793 (790)	3	2020年10月3日
高知	792 (790)	2	2020年10月3日
福岡	842 (841)	1	2020年10月1日
佐賀	792 (790)	2	2020年10月2日
長崎	793 (790)	3	2020年10月3日
熊本	793 (790)	3	2020年10月1日
大分	792 (790)	2	2020年10月1日
宮崎	793 (790)	3	2020年10月3日
鹿児島	793 (790)	3	2020年10月3日
沖縄	792 (790)	2	2020年10月3日
全国加重平均	902 (901)	1	—

※1 カッコ内の数字は、改訂前の地域別最低賃金額

※2 発効予定年月日は、異議申立てがなかった場合の日付

※3 地域別最低賃金について、現行どおりとの答申があった場合には、当該地域の労働局長は改正決定を行わない